

竹富町地域おこし協力隊設置要綱

竹富町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年告示第120—1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持、強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、竹富町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

- （1） 地域資源の開発及び活用による地域振興活動
- （2） 地域づくりを支える人材育成活動
- （3） 竹富町への移住・定住に関する支援活動
- （4） 景観づくり及び自然環境の保全活動
- （5） 地域住民の生活支援活動
- （6） その他地域活性化のために町長が必要と認めた活動

（任用）

第3条 隊員は、心身ともに健康で、地域の活性化に深い理解と熱意を有し、積極的に活動できる者のうちから、町長が委嘱する。

（隊員の任用期間）

第4条 隊員の任用期間は、原則として1年とし、最長で任用の日から3年まで更新することができる。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

（隊員の身分）

第5条 隊員の身分は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条による。

（服務）

第6条 隊員は、常に職務を誠実かつ公正に遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（勤務時間）

第7条 竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則第3条の規定に基づき、隊員は、町又は配属先団体等の指示、依頼等により、第2条に掲げる活動に従事することとする。

(報酬)

第8条 竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第3条の例による。

(時間外勤務報酬)

第9条 隊員に対する時間外勤務手当は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条の例による。

(期末手当)

第10条 隊員に対する期末手当は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第8条の例による。

(報酬の支給方法等)

第11条 隊員に対する報酬の支給方法は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第9条の例による。

(勤務に係る費用)

第12条 隊員に対する通勤に係る費用の弁償は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第12条の例による。

(出張に係る費用の弁償)

第13条 隊員に対する出張に係る費用の弁償は、竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第13条の例による。

(経費)

第14条 町長は、第2条に規定する業務及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

(住居)

第15条 町長は、隊員が居住する家賃の一部又は全部を予算の範囲内で負担することができる。

(通勤に係る費用)

第16条 隊員の通勤に係る費用は、竹富町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第17条の例による。

(退職の申出)

第17条 隊員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに町長に申し出なけ

ればならない。

(解雇)

第18条 町長は、隊員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項及び第2項に該当すると認めるときは、解雇することができる。

(庶務)

第19条 協力隊に関する設置要綱は政策推進課で定め、庶務については所属する課において処理する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は竹富町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則の例による。

附 則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。